

高知県スポーツ推進交付金実施要領

第1 趣旨

この要領は、高知県スポーツ推進交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、スポーツ施設整備事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 事業計画について

交付金の交付を受けようとする市町村は、「スポーツ施設を核とした競技力の向上及びスポーツツーリズムの推進等に関する計画」（以下「事業計画」という。）を策定しなければならない。

(1) 記載する内容（競技力の向上について）

ア 当該事業の実施により、競技力がどのように向上するか。目指すべき姿などを記載

イ KPIの設定

例：県や市町村が策定している計画等の指標をもとに、「入賞競技者数」や「競技者人口の増加」といった項目

(2) 記載する内容（スポーツツーリズムの推進等について）

ア 当該事業の実施により、スポーツツーリズムの推進等にどのように寄与するか。県の地域アクションプランや県の各種施策の推進に資するものとなっているか。目指すべき姿などを記載

イ KPIの設定

例：県や市町村が策定している計画等の指標をもとに項目を設定（合宿や入込客の数など）

第3 交付金額の算出方法について

交付金事業費の全額が備品購入費を含めて過疎対策事業債等の対象となる場合

交付金算定対象事業費	
過疎債対象 100%	
交付税措置 70%	市町村負担

1/2 以内を県が支援

また、過疎対策事業債等の対象外の備品購入費がある場合でも、最も有利な過疎対策事業債等を交付金事業費の全額に充当したものとして算定するものとする。

附 則

この要領は、令和元年7月11日から施行する。